

令和8年度・私立幼稚園等環境整備費補助金 申請にあたって必要な書類

令和8年度の標記補助金に係る交付申請書の提出依頼は、9月頃を予定しております。標記補助金では、交付申請依頼に先立つ時点であっても、令和8年4月1日以降に契約を締結した事業について対象としていることから、申請を念頭に置いてご準備頂けるよう、今後提出をお願いする予定の書類についてご案内します。

下記のとおり、見積書をはじめとして、ご提出いただく各書類は、公金である補助金の執行上、その事務手続の適正性を客観的に証明し、担保するために必要な資料となります。書類がそろわない場合、補助対象とはできかねますので、必要に応じて採択（予定）業者等とも調整の上、ご準備に努めて頂けますようお願いいたします。

1 交付申請依頼時に都で確認する書類

※依頼時に様式を配布・作成を依頼する交付申請書等を除く

No.	書類名	部数等	押印	原本	写し(白黒)
◆根拠書類					
1	見積書（採択事業者）	見積ごとに1部			○
採択した見積書に加えて、①～④の採択状況に応じて必要書類を提出					
①見積額が30万円以上で、特別な事情のない場合					
2	見積書（不採択事業者2社）	見積ごとに1部			○
②見積額が30万円未満で、特別な事情のない場合					
3	価格調査資料（不採択事業者1社） （採択事業者とは別業者のカタログのコピー、インターネットの画面等）	物品ごとに1部			○
③見積金額を問わず、採択業者からしか購入できない商品の場合					
4	独占販売等を証明する文書	物品ごとに1部			○
④その他、他業者からの見積の取得を妨げる固有の事情があって特命した場合					
5	特命理由書	物品ごとに1部		○	

○交付申請にあたっては、原則として、まったく同一の条件で（※1）複数の事業者の価格を比較し、最も安価な事業者を採択頂くようお願いいたします。これにあたり、

- ① 見積額（※2）が30万円以上の場合、採択事業者の見積に加えて2社以上から見積を取得し、最安の事業者を採択してください。
- ② 見積額が30万円未満の場合、採択事業者の見積に加えて、この価格が比較的安価であることが確認できる価格調査資料（別業者のカタログのコピーや、通販画面のコピー等）1社分を取得し、最安の事業者を採択してください。

※1：同様の用途の物品というのみならず、型番・品番等が同じ物品、すなわちサイズや仕様等のすべてが同じ物品について比較をお願いします。

※2：物品ごとの価格ではなく、契約1件に係る見積記載内容の総額を指します。

○上記のような比較が成り立たない場合、

- ① 商品が単独の事業者からしか購入不可能である際には、その旨を証する書面を当該事業者から徴してください（様式自由。また、正式な証明書等でなくとも、カタログに「〇〇社オリジナル商品」と記載がある等の場合、該当のページ等で代替可）。
- ② その他、他事業者からの見積の取得を妨げる固有の事情がある場合には、特命理由書（園で作成）の添付をもって申請を受理することがあります。なお、**特命はあくまで他事業者との価格比較が不可能であることを客観的に確認できる事情がある場合に例外的に受理するものであり、以前より取引がある・メンテナンスを普段行っている業者である、すぐに使いたかったから手近な業者に依頼した等の理由での特命は受理できかねますので、予めご承知おきください。**

2 実績報告依頼時に都で確認する書類

※依頼時に様式を配布・作成を依頼する実績報告書等を除く

No.	書類名	部数等	押印	原本	写し(白黒)
◆根拠書類					
1	契約書 (注文書+請書のセットでも可)	契約ごとに各1部			○
2	納品書(又は工事完了届)				○
3	請求書				○
4	領収書				○
5	検査調書		○		○
6	納品数量を確認できる写真	物品ごとに1部		○	

○実績報告にあたっては、原則として、契約ごとに①契約書、②納品書、③請求書、④領収書、という4点の資料を事業者より徴し、ご提出頂くことをもって、事業の開始から完了までのすべてが、園の名義で申請年度内に実施された旨の確認を行います。

○また、原則として納品のタイミングで、園担当者様にて検査調書の作成及び納入物品の写真の撮影をお願いします。

検査調書は園担当者が契約内容に相違なく物品が納入されたことを証する書面となります。参考として掲載している様式について、前年度の実績報告依頼のページより確認できますので、適宜ご参照ください。

また、原則として検査時に、納入物品すべてについて写真を撮影頂く必要があります。写

真については、物品数量・形状が明確に確認できるように（箱に入ったまま等は不可）撮影してください。なお、エアコン等、園児の使用する部屋への設置が補助の要件となるような物品については、設置の状況が分かるような写真としてください。

○それぞれの契約について上記書面をそろえて頂くことを原則としていますが、インターネット通販での購入等の場合、上記のような名称の書面が発行されない事例が想定されます。この場合でも、必要な情報が確認できる場合には補助対象となる可能性があります。詳細については別紙3を参照してください。